

## 令和7年6月1日現在の障害者雇用率について

## 1 主旨

令和7年6月1日現在の障害者雇用率について、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、取りまとめたので報告する。

## 2 令和7年6月1日現在の区全体障害者雇用率

	令和7年度	(参考) 令和6年度
雇用障害者数	193.0人(実数175人)	181.5人(実数160人)
算定基礎となる職員数	7,360.5人(※)	6,877.0人
雇用率(雇用障害者数/算定基礎となる職員数)	2.62%	2.64%
法定雇用率	2.80%	2.80%

※除外職種の職員が職員総数に占める割合を基に除外率(5%)が設定されていたが、障害者雇用促進法の改正に伴い、令和7年4月より除外率が適用される除外職種の職員の割合が引き上げられ(25%→35%)、世田谷区では除外率の適用がなくなっている。

## 3 令和7年6月1日現在の法定雇用率の充足に必要な雇用障害者数

必要な雇用障害者数	206人(実数※188人)
充足に必要な人数	13人(実数※13人)
充足した場合の雇用率	2.80%

※ 障害者の雇用障害者数へのカウントについては、障害種別や任用形態等により0.5倍～2倍にカウントしているが、上記充足に必要な人数については、1倍にカウントする障害者を雇用し、その職員全員が雇用率の算定に同意した場合を想定する。

## 4 法定雇用率未達成の主な原因

令和7年度当初には法定雇用率達成の見込みであったが、想定を上回る退職者の発生や、障害のある職員の配置にあたり、支援体制を整えることができなかったことにより会計年度任用職員の採用者数が想定を下回ったため、雇用率が未達成となった。

## 5 法定雇用率達成に向けた今後の取組みについて

これまでの特別区統一試験や会計年度任用職員による採用だけでなく、昨年度に23区で初めて実施した技能系職種の常勤職員の採用や週の所定労働時間10時間以上の短時間の会計年度任用職員等の採用拡充に取り組んでいく。また、新たに児童館にも障害のある会計年度任用職員を配置し用務業務を担っていくなど、障害のある職員の活躍の場の拡充とともに支援体制の充実を図りながら、法定雇用率の早期充足に努めていく。